

令和 8 年

第 6 回 五城目町農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 2 9 日

五城目町農業委員会

1. 開会日時 令和8年6月29日(月) 午前 9時00分
2. 閉会日時 令和8年6月29日(月) 午前 9時54分
3. 会議の場所 五城目町役場 2階 正庁

4. 応招(出席)委員は、次のとおりである。

農業委員

1番	佐藤	正一	3番	草皆	義彦
4番	舘岡	晃	5番	伊藤	春美
6番	金子	成敏	7番	伊藤	信子
8番	舘岡	恵	12番	浅野	正

農地利用最適化推進委員

1番	伊藤	定広	2番	澤田石	正廣
3番	石井	久孝	4番	本間	敬悦
6番	小船屋	茂			

5. 不応招(欠席)委員は、次のとおりである。

農業委員

2番	猿田	実	9番	佐川	誠
11番	竹内	治子	13番	伊藤	さくら

6. 会議書記は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	柴田	浩之
農業委員会事務局員	畠山	健志

7. 付議事項

- ・議案第165号～第170号

農地法第3条の規定による農地使用収益権設定許可申請に対し意見を求める件
(6件)

- ・議案第171号～第178号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定による農用地利用
集積計画に対し意見を求める件
(8件)

- ・議案第179号～第184号

五城目町農地利用最適化推進委員の選任について
(6件)

8. 議事

畠山事務局員

定刻となりましたので、ただいまより令和8年第6回農業委員会総会を開催します。それでは、会長より議事進行をよろしくお願いいたします。

舘岡会長

出席委員は現在8名で会議は成立しました。

議事録署名委員は、こちらから指名させていただきます。8番舘岡委員、12番浅野委員よろしくお願いします。今回から、説明は事務局からしてもらうことになっていますので、説明が終わりましたら、質疑があれば、発言してください。それでは、議案第165号～170号「農地法第3条の規定による農地使用収益権設定許可申請に対し意見を求める件」について一括上程します。議案について、事務局から説明をお願いします。

畠山事務局員

(議案第165号～170号について議案書により説明)

舘岡会長

事務局で説明しやすいように資料を作成したのだと思うが、議案と参考資料は今後別冊にした方がいい。見比べないとわかりにくい。

最低限の情報が議案書に記載されていてほしい。備考欄に賃借料や期間を入力できないのか。

畠山事務局員

備考欄には担当委員および担当推進委員の入力に留めさせて頂いております。

舘岡会長

そこに入れられないのか。

手入力すれば、できるのではないか。事務局長はどう思うのか。

柴田事務局長

入力ミスの防止のために極力、手入力による資料作成を減らしたいという考えです。

ただし、必要に応じて対応させて頂きます。

舘岡会長

手入力するようにしてほしい。

柴田事務局長

農業委員会の総意ということでよろしいでしょうか。

舘岡会長

委員会の総意として、今回の様式ではチェックしにくいので元のエクセル様式に戻してほしい。

舘岡会長

改めて、議案第165号から170号について、質疑がある委員はいらっしゃ

いますか。

質疑は特にないようなので、議案第165号から170号について申請のとおり許可してよろしいですか。

※異議なし。

館岡会長

議案第165号～170号について申請のとおり許可します。

館岡会長

続いて議案第171号から178号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定による農用地利用集積計画に対し意見を求める件」について審議します。

事務局から説明をお願いします。

畠山事務局員

(議案第171号から178号について、議案書により説明)

伊藤（信子）委員

170号から171号の石井豊○○○さんから話を伺っていたのですが、中村地区は草刈が大変な地域であり、年々つらくなっているというのを聞いています。農林振興課には、当初2～3年で相談していたらしいが、5年でなければならぬと言われて5年にしたと聞いている。本人も足を悪くしているので不安がある。

金子会長職務代理

契約期間中に耕作できない状態になった場合、残っている期間について、やってくれる人を探さないといけないと思うが、公社で探してくれるものなのか。自分で探すことになるのか。

柴田事務局長

ご本人からも探して頂く必要がありますが、基本的には農林振興課である程度情報提供して対応する形になります。

舘岡会長

議案第171号から178号について、他に質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第171号から178号について申請のとおり許可してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第171号から178号について申請のとおり許可します。

舘岡会長

続いて議案第179号から184号「五城目町農地利用最適化推進委員の選任について」を審議します。

1件ずつ審議していくこととし、該当者は順に一時退席をお願いすることとします。事務局から説明をお願いします。

畠山事務局員

(議案第179号から184号について、議案書により説明)

舘岡会長

議案第179号について、質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第179号について、選任することに決定してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第179号について原案のとおり選任します。

続いて、議案第180号について説明を求めます。

石井推進委員は一時退席をお願いします。

(石井推進委員 一時退席)

舘岡会長

議案第180号について、質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第180号について、選任することに決定してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第180号について原案のとおり選任します。

続いて、議案第181号について説明を求めます。

石井推進委員の一時退席を解きます。

澤田石推進委員は一時退席をお願いします。

(石井推進委員 着席)

(澤田石推進委員 一時退席)

舘岡会長

議案第181号について、質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第181号について選任することに決定してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第１８１号について原案のとおり選任します。

続いて、議案第１８２号について説明を求めます。

澤田石推進委員の一時退席を解きます。

小船屋推進委員は一時退席をお願いします

（澤田石推進委員 着席）

（小船屋推進委員 一時退席）

舘岡会長

議案第１８２号について、質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第１８２号について選任することに決定してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第１８２号について原案のとおり選任します。

続いて、議案第１８３号について説明を求めます。

小船屋推進委員の一時退席を解きます。

（小船屋推進委員 着席）

舘岡会長

議案第１８３号について、質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第１８３号について選任することに決定してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第183号について原案のとおり選任します。

続いて、議案第184号について説明を求めます。

伊藤推進委員は一時退席をお願いします。

(伊藤推進委員 一時退席)

舘岡会長

議案第184号について、質疑がある委員はいらっしゃいますか。

ないようなので、議案第184号について選任することに決定してよろしいですか。

※異議なし。

舘岡会長

議案第184号について原案のとおり選任します。

伊藤推進委員の一時退席を解きます。

(伊藤推進委員 着席)

舘岡会長

次に報告案件について事務局より説明してください。

畠山事務局員

(報告案件について説明)

(続いて、協議案件の非農地証明申請2件について説明)

金子会長職務代理

金ヶ沢の非農地証明申請について、地目が田や畑となっているところに車庫や土蔵が建っている状態というのはどうなのか。農業委員会としては、本来ならば

違反転用状態を現況復旧するように求めるのが、理屈としては正しいはずでは。
考え方の整理をしたい。

柴田事務局長

農地に農業用施設を建てる場合、条件によって転用許可不要となるため、このように農地に建物が建っている状況というのは、一定数見受けられるという状況をご理解頂ければと思います。

農林水産省からも農地台帳から、現状が農地ではない箇所を除外するように指導を受けているところでありますので、非農地化を進めることについてご理解を頂ければと思います。

金子会長職務代理

農業委員会としては非農地証明となった場合に今後の手続きとして、建物が建っている土地は宅地化するということになるのか。

柴田事務局長

非農地証明することにより、所有者は法務局で地目変更が可能となります。

登記地目の判断については法務局となりますが、非農地証明に関する情報は、農業委員会からの町税務会計課に情報提供しておりますので、課税については税務会計課の現況判断により、宅地と判断されれば、宅地課税となります。

館岡会長

非農地証明申請 2 件については、非農地であると判断してよろしいですか。

※ 異議なし

館岡会長

次の総会は 7 月 21 日（月）午前 10 時から開催します。

新体制での初総会となります。

※終了